

入園のしおり



【令和 4 年度版】

社会福祉法人 高明会

幼保連携型認定こども園

経田こども園

☆ 幼保連携型認定こども園とは・・・

「認定こども園法」「学校教育法」「児童福祉法」その他の法令並びに「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の示すところに従い、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の幼児に対する教育と、保育を必要とする乳児・幼児に対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする施設です。

☆ 教育及び保育とは・・・

乳幼児期における教育及び保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うことを目的とし、「健康・人間関係・環境・言葉・表現」の五つの領域についての活動が豊かに展開されるよう、適切な環境を通して行うものであることを基本としています。

経田こども園の概要

所在地	〒910-0015 福井市二の宮3丁目6-18
認可保育園開設	昭和44年7月1日
社会福祉法人設立	昭和60年3月14日
認定こども園開設	平成29年4月1日
運営主体	社会福祉法人 高明会
施設の種類	幼保連携型認定こども園
園長	高塚 立子
利用定員	<1号認定子ども> 満3歳以上の小学校就学前の児童のうち、2号認定子ども以外の児童 15人 <2号認定子ども> 満3歳以上の小学校就学前の児童のうち、保育を必要とする児童 75人 <3号認定子ども> 満3歳未満で保育を必要とする児童 55人
職員構成	園長1名 事務長1名 事務1名 保育教諭22名 栄養士1名 調理師3名
嘱託医等	学校医1名 学校歯科医1名 学校薬剤師1名

基本方針

1. 義務教育及びその後の教育の基礎を培います。

乳幼児期の発達に必要なことは、「運動器官」「感覚器官」「脳」をよく使うことのできる直接的・具体的な体験をすることだと言われています。

思いっきり身体を使う、手を使う、頭を使う、そして五感を洗練することのできる体験が得られる環境を整え、教育の基礎を培います。

2. 「ひとりでできた！」を、援助します。

「ひとりでできた！」という喜びが自信と意欲を育て、自立するための力となります。どの子どもも、自分で自分を伸ばそうとする力」を持って生まれてきます。保育教諭は、時には手本を提示し、時には黒子となって援助します。

3. 互いに敬意を持って接します。

保育教諭は先に生まれてきた人、子どもは後から生まれてきた人、人と人が、互いに敬意を持ってかわり合います。

4. 職員は子どもたちにとって「憧れの大人」です。

職員は、生き生きとした「憧れの大人」でありたいと思います。落ち着いた身のこなし、温かいまなざし、気持ちの良いことば遣いを心がけます。

5. あらゆる手段で、家庭との連携を図ります。

子どもにとって、こども園が生き生きと自己を発揮できる場となるために、様々な機会を通して園と家庭との連携を深め、互いの理解を深めていくことができるよう工夫します。



教育及び保育の目標

自分が好き・人が好き・自然が好き

「自分は、周りの人たちから認められている」という絶対的な安心感が成長の出発点となります。気持ちが安定していれば、自分以外の物や人に目を向ける余裕が生まれ、お友達を思いやることもできます。自己肯定感があることで、外の世界にも興味・関心を抱き、好奇心や意欲が湧き、自分から学ぼうとする力の源になります。

自分のことばで伝えられる子

伝えられなかった時は保育教諭がその子の気持ちを代弁し、相手に伝わった時はその子のうれしい気持ちを一緒に共有しながら、自分の気持ちをことばに変換するときの「うれしい体験」を積み重ねて、「伝える力」が育っていくよう、応援します。

1. 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	2007.09m ²
	園庭	706.85m ²
園舎	構造	鉄骨造り陸屋根2階建
	延べ面積	1212.35m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	0歳児クラス らっこ組
ほふく室	2室	1歳児クラス こあら組
保育室	4室	2歳児クラス ひよこ組
		3歳児クラス りす組
		4歳児クラス あひる組
		5歳児クラス はと組
遊戯室（ホール）	2室	大ホール・小ホール（なかよしホール）
調理室	6室	事務室・検収室・食品室・下処理室・調理室・洗浄室
多目的ルーム	1室	0、1歳児運動遊び場・早朝延長保育室
相談室	1室	会議室兼用
予備室	1室	多目的

2. 年間主要行事予定

4月	○☆入園式 ☆参観及び保護者会総会
5月	☆親子遠足 ☆個人懇談(新入児、希望者) ●歯牙検診
6月	●健康診断
7月	●七夕祭り会 ●☆△夕涼み会
8月	●プール ◎お楽しみ保育
9月	☆△運動会 ◎△敬老の日の行事
10月	●小遠足 ◎観劇 ◎個人懇談
11月	◎施設訪問 ○勤労感謝の行事
12月	☆2歳以上児生活発表会 ●クリスマス会
1月	●もちつき会 子ども新年会(小学1,2年生)
2月	●節分豆まき ○子どもミニタウン ☆0,1歳児保育参加 ◎小学生交流会
3月	●ひなまつり ○お別れ会 ☆○卒園式
☆保護者参加 △祖父母参加 ○3歳以上児参加 ◎年長児のみ参加 ●園児全員参加	

3. デイリープログラム

時間	0・1・2歳児		時間	3・4・5歳児	
7:00	随時登園	挨拶をし、健康観察を受ける 保育者と一緒に持ち物の始末をし、好きな遊びを楽しむ 排泄、手洗いをする	7:00	随時登園	挨拶をし、健康観察を受ける・持ち物の始末をする 好きなあそびを楽しむ
9:30 9:50	おやつ あそび	楽しい雰囲気の中で食べる 散歩、外あそび、室内遊び などを楽しむ	8:30 9:30 10:00	自由あそび 朝の会 クラス別活動・教室活動など	今日の日程確認等 運動あそび・製作・季節の歌・誕生会・絵本の読み聞かせ・コーナー遊び・園庭で遊ぶ・または園外に出かける (夏季)泥んこ遊び プール遊び
10:45	集まり	リズム遊び、手遊び、季節の歌、絵本の読み聞かせ等 排泄、手洗いをする	11:00	昼食準備	昼食当番活動
11:30	昼食	楽しく食事をする 排泄、着替えをする	11:50	昼食	楽しく食事をする
12:30	午睡	お話や歌を聴きながら眠る	13:00	午睡	歯磨きをする 教室(英語・体育・音楽・茶道・スイミング) または、集団遊び
15:00	おやつ	排泄、着替え、手洗い 楽しい雰囲気の中で食べる 好きな遊びを楽しむ	15:00	おやつ 帰りの会	今日の感想などを発表する 降園の準備をする
16:00	降園 短時間認定の延長 保育開始	帰りの準備をする	16:00	降園 短時間認定の延長 保育開始	興味、関心のある遊びを楽しむ
18:00	標準認定 延長保育	おやつを食べ、家庭的な雰囲気の中で遊ぶ	18:00	標準認定の延長 保育開始	おやつを食べ、家庭的な雰囲気の中で遊ぶ
19:00	閉園		19:00	閉園	

4. 教育・保育を提供する日

支給認定区分ごとに、次のとおり提供する日及び休業日が異なります。

認定区分	提供する日	休業日
1号認定	月曜日から金曜日	土曜日、日曜日、祝祭日 夏季休業（7月21日から8月28日まで） 冬季休業（12月24日から1月7日まで） 春季休業（3月25日から4月5日まで）
2号認定 3号認定	月曜日から土曜日 (土曜日は8時～12時)	日曜日、祝祭日、8月11日～16日のうち2日間 年末年始（12月29日から1月3日）

※土曜日は、市から認定された保育の事由（就労など）がある場合に限り保育を提供します。

5. 教育・保育の提供時間

支給認定区分ごとに、次のとおり利用可能な時間帯が異なります。

認定区分	教育・保育時間	利用可能時間
1号認定	教育標準時間	9:00～13:00 【※1】
2号認定 3号認定	保育標準時間（最大11時間）	7:00～18:00 【※2】
	保育短時間（最大8時間）	8:00～16:00 【※3】

【※1】

- ・13時を超えて保育を必要とされる場合は、「幼稚園型一時預かり」を利用することもできます。

【※2】

- ・7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。
実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘し、園との協議のうえで世帯ごとに決定します。
- ・7時から18時までの範囲以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、時間外保育（延長保育）を提供します。
- ・時間外保育（延長保育）の利用に当たっては、当園にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途保護者負担金が必要となります。

【※3】

- ・8時から16時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。
実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで世帯ごとに決定します。
- ・8時から16時までの範囲以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、時間外保育（延長保育）を提供します。
- ・時間外保育（延長保育）の利用に当たっては、当園にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途保護者負担金が必要となります。

6. 利用料金

- (1) 特定教育・保育に係る利用者負担額（保育料）
支給認定を行った市町村が定める利用者負担額（保育料）を当園にお支払いいただきます。但し、3・4・5歳児クラスの1号認定と2号認定、および2歳児クラスの満3歳1号認定の方の保育料は、無償化となります。
- (2) 特定教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担額
P18<別表>に掲げる費用を負担していただきます。
- (3) 2号認定子ども・3号認定子どもの延長保育に係る保護者負担金
延長保育を利用された場合には、P18<別表>に掲げる費用を負担していただきます。
- (4) 1号認定子どもの一時預かり（幼稚園型）に係る保護者負担金
在園する1号認定子どもが一時預かり（幼稚園型）を利用した場合には、P18<別表>に掲げる費用を負担していただきます。但し、両親共に就労の場合など、保育認定がある1号の方は無償（上限11,300円まで）となります。（満3歳1号は非課税世帯のみ無償）

7. 利用の開始に関する事項等

当園は、1号認定子どもに係る支給認定保護者から利用の申込をうけたとき又は市町村から特定教育・保育の実施について要請を受けたときは、次に掲げる場合を除き、これに応じるものとします。

- (1) 利用申込のあった1号認定子どもと現に当園を利用している1号認定子どもの総数が、利用定員の総数を超える場合
 - (2) 利用要請があった2号認定子ども又は3号認定子どもの数及び現に当園を利用している2号認定子ども又は3号認定子どもに係る園児の総数が、当園の利用定員の総数を超える場合
 - (3) 園児の受け入れにあたり、自ら適切な特定教育・保育を提供することが困難な場合
2. 前項第1号の事由により支給認定保護者からの利用申込に応じられない場合は、先着順により選考します。但し、在園児のきょうだいは優先します。

8. 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には、教育・保育の提供を終了します。

- (1) 園児が小学校に就学したとき。
- (2) 2号認定子ども及び3号認定子どもの支給認定保護者が、支給要件（保育の必要性の事由）に該当しなくなったとき。
- (3) 支給認定保護者から本園の利用の取消しの申し出があったとき。
- (4) 利用料金が納入日から2カ月以上経過しても納入されなかったとき。
- (5) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

9. 虐待の防止のための措置

児童の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、福井市児童虐待防止マニュアルを活用、児童虐待等の早期発見に努めています。子育てでお困りのことがありましたら、いつでもご相談ください。

10. 守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

- (1) 当園の職員は、業務上知り得た園児やその家族等の秘密を保持します。
- (2) 当園の職員であった者について、業務上知り得た園児やその家族等の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。
- (3) 当園は小学校、他の教育・保育施設及びその他関係機関等に対し、園児やその家族等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により保護者の同意を得ることとします。

11. 要望・苦情等に関する相談窓口

意見・要望・苦情等に適切な対応を図るため、苦情解決責任者である園長の下に、苦情受付担当者を決め、話し合いにより意見・要望等の円滑な解決に努めます。

12. 子どもがかかりやすい感染性疾患のしおり（別紙）

主治医の診断を受けてから登園してください。

13. アレルギー対応食について

アレルギー対応食については、医師記入の「学校生活管理指導表」により個別対応します。

14. 非常災害対策

火災・地震・台風・水害・竜巻・津波等の非常災害等に対し、児童の安全を確保するための具体的な計画及びマニュアルを作成しています。その計画に基づき、児童の避難及び関係機関への連絡のための体制を整備し、職員への周知と児童の避難方法などの対策を講じています。年間計画に基づき月1回以上、災害を想定して訓練を実施しています。また、職員の防災意識の向上に努めています。

※災害時における緊急避難場所

	(火災)	(地震)	(洪水・竜巻等)
○第一避難場所	園庭(中央)	園庭(中央)	園舎内2階
○第二避難場所	被災状況により福井市二の宮3丁目33-1 福井市北部公園		

15. 緊急時の対応方法

お子様の急な病気やけがの時には、児童調査票に記入された緊急連絡先にご連絡します。変更があった場合にはすぐにお知らせください。

住所・電話番号・勤務先などに変更があった場合もその都度お知らせください。

【近隣の医療機関】

(園医) 清水小児科医院	0776-21-5670	福井市大手 2 丁目 20-10
(園医) 三好歯科	0776-25-0101	福井市二の宮 4 丁目 23-5
大橋整形外科医院	0776-25-0099	福井市二の宮 3 丁目 38-20
福井県立病院	0776-54-5151	福井市四ツ井 2 丁目 8-1

【保育時間中にケガなどをした場合】

直ちに応急救置をし、受診の必要性を判断します。ごく軽傷の場合はそのまま様子を見て、降園の際に説明させていただきます。医療機関を受診する場合は、まず保護者の緊急連絡先に電話をして様子をお伝えしてから受診します。その際、かかりつけ、またはご希望の医療機関があれば教えて下さい。また、来ていただくのが可能であれば、保護者と担任と一緒に受診します。

【医療費等について】

医療費の点数が 500 点以上の場合は、国・園・保護者の三者で負担している災害共済給付制度（日本スポーツ振興センター）に対し、給付金を申請します。

- ① 保護者が保険証を医療機関に提示し、医療費を支払います（福井市の「子ども医療費助成制度」を利用した場合は無料となります。）
- ② 園から日本スポーツ振興センターに対して給付金申請の手続きをします。
- ③ 2～3 か月後に給付金（「子ども医療費助成制度」を利用した場合は医療費を除いた分の金額）が支払われます。

16. 保健活動・健診など

保健活動	身体計測(毎月)・午睡・夏季午睡(4, 5 歳児)
健診・検査	内科健診・歯牙検診(春・秋) 検尿(春・秋)
安全指導	交通安全指導・避難訓練(毎月) 災害時対応訓練、不審者対応訓練
災害共済	独立法人日本スポーツ振興センターに加入

17. 登園・降園に関して

- (1) 送迎は保護者の方が行って下さい。(変更になる場合は、事前にご連絡下さい)
- (2) 登園は午前 9 時までをお願いします。
- (3) 欠席、遅刻の場合は午前 9 時までに”コドモン“のアプリから連絡してください。
9 時以降の連絡は電話をお願いします。

18. 連絡帳について

< 0～2歳児 >

連絡帳は、お子さんの食事、睡眠などの一日の生活を把握し、ご家庭と連携をとりながら保育をするために大切です。ご家庭での様子や、育児の相談など、ご記入ください。園からもお子さんの園での様子をお伝えします。

< 3～5歳児 >

ご家庭の方からは、連絡事項がある場合や、何か気になることがある場合などにご記入ください。園では必ず読ませていただきますが、園の方からは、お知らせがある時だけ記入しております。

19. こども園の食事

【食事基本方針】

こども一人ひとりが毎日の生活体験を積み重ねる中で、
楽しく食べる子どもに成長していく事をめざしています。



◎ 園での給食の区分と食事時間について

0歳児	午前9時30分頃	おやつと牛乳
	午前11時頃	離乳食
	午後3時頃	おやつとミルク
	☆離乳食はご家庭と連絡をとり、月齢に応じて個別に用意します。 ☆粉ミルクは、園で準備します。 ☆ミルクは、一人ひとりの授乳時間に合わせます。	
1、2歳児	午前9時30分頃	おやつと牛乳
	午前11時30分頃	昼食
	午後3時頃	おやつとミルク
3、4、5歳児	午前12時頃	昼食
	午後3時頃	おやつとミルク

◎ 献立について

○福井市の管理栄養士がたてた献立に基づき、園で調理員が子どもたちの食べる様子を見ながら安全でおいしく食べられるように工夫して調理しています。

また、毎月「食事だより」をお渡ししています。

食事は…

- ▶ 季節の野菜や果物類、地場産の食材を使ったり、コロッケ、ハンバーグ、卵豆腐など手作りメニューが豊富です。
- ▶ 咀嚼を促すために、かみごたえのある小魚・するめ・ひじきやこんぶを取り入れています。
- ▶ 離乳食やアレルギーのお子さんにはその子に合ったメニューや食材で食事を作っています。

ます。離乳食は、一人ひとりの発達段階に合わせて徐々に進めています。アレルギー対応食は、

専門医の指示に従い必要に応じて行っています。

○「手づくり弁当の日」が月2回程度あります。

この日はご飯・おかず・デザートをお子さんの食べる量に合わせて入れましょう。

生ものは火を通して下さい。(食中毒予防のため)

野菜・フルーツも入れて栄養バランスを考えましょう。

汁物はいれないようにしましょう。

夏季は食中毒予防のため取りやめる時期があります。(6月～9月)

○食事のサンプルは毎日玄関に出しますのでご覧下さい。

量はあくまで見本です。実際は年齢に応じた量になっています。

○行事には色々な飾りをするなど、目で楽しめる食事づくりの工夫をしています。

○食中毒や腸管出血性大腸菌 O-157 などの対策をしっかりと行っています。

20. 保健と健康管理

◎ 病気前後の登園時注意事項について

1. 昨夜熱があった、家庭でけがをした、など健康上で変わったことがあれば、登園時に玄関で迎える職員にお知らせ下さい。

① 発熱

② 嘔吐、下痢がある

③ 機嫌が悪い、元気がなく顔色が悪い

④ 通院した場合は病院名、病名と病状

園で、発熱があった場合、下痢や嘔吐をした場合、体調が悪く食欲や元気がない場合、は、お迎えをお願いするお電話を緊急連絡先にさせていただきます。お仕事等いろいろお忙しいとは存じますが、体調変化が激しい小さなお子様のため、どうぞご協力をお願いします。

また、園内で感染症などが流行っている時期に嘔吐や下痢をした場合は、熱がなくてもお電話をしてお迎えをお願いすることがあります。また、市からの指導では、嘔吐が治まってから24時間以上経過し、普段どおりの食事が摂れるようになったとき、また下痢が治まって普通便を確認し、普段通りの食事が摂れるようになったときが登園のめやすとなっておりますので、感染拡大を防ぐためにご協力をお願いします。

2. 病院で診察を受けるような病気やけがでお休みした後に登園されるときは、医師に「こども園に通っている」ことを話し、登園してもよいかどうか確かめてください。持病のあるお子さんは必ずお知らせください。(アレルギー、けいれん、心臓病、喘息など)

3. 感染する病気の場合は、他のお子さんの健康を阻害することもありますので、医師の指示に従って下さい。尚、園内で感染症が流行した場合はその都度お知らせします。

「子どもがかかりやすい感染症のしおり」もご参照ください。(別紙)

4. 仕事の都合などで、入院の必要はないが、病気治療中や病気回復期のお子さんの世話を保護者ができない場合、一時的にお子さんをお預かりする施設があります。

利用方法、詳細は福井市子育て支援室までお問い合わせ下さい。(TEL 20-5270)

※実施施設

病児保育施設	病後児保育施設
福井愛育病院 愛育ちびっこハウス 福井市新保 2-301 TEL54-5757	福井愛育病院 愛育ちびっこハウス 福井市新保 2-301 TEL54-5757
大滝病院 病児保育園 福井市日光 1-1-1 TEL23-3215	大滝病院 病児保育園 福井市日光 1-1-1 TEL23-3215
実施時間：午前 8 時～午後 4 時 (午後 6 時まで延長可) 利用料金：1 日 2000 円、半日 1000 円 (満 18 歳未満の子どもが 3 人以上いる家庭について第 3 子以降の児は就学前まで無料。詳しくは子育て支援室へ)	福井県済生会乳児院 福井市和田中徳万 26 TEL30-0300
	福井総合クリニック 小児科 福井市新田塚 1-42-1 TEL21-1300

◎くすりの対応について

元来、くすりは保護者が与えるべきものなので、保育時間中に服用しなくても済む処方を配慮してもらうよう、主治医に相談してください。(例えば、服用時を朝・夕の 2 回、または朝・夕・就寝前の 3 回にしてもらう等) 医師との相談の結果やむを得ず保育時間中の投薬が必要な場合は、「投薬依頼書」(事務室にあります)を提出してください。

《お預かりする薬について》

- ①医療機関からの処方であること。
※保護者の判断で持参した薬や市販の薬は対応できません。
- ②服用薬(粉薬・水薬)は、1 回分ずつ持参してください。
※水薬は、小さな容器に移してください。
※点眼薬・塗り薬については、容器のままで結構です。
- ③薬袋、容器には、組名と氏名を記入ください。
- ④解熱剤、座薬、鎮痛剤は原則お預かりできません。
- ⑤吸入などの医療行為は園では実施できません。
- ⑥医療機関で診察を受ける場合、こども園に通っていることを医師にお知らせ下さい。

《投薬依頼書について》

- ① 園での投薬は、「投薬依頼書」に基づき対応します。
- ② 「投薬依頼書」の枠内をすべて記入してください。
- ③ 「投薬依頼書」と薬を一緒にして、登園時に必ず玄関で迎える保育教諭に手渡ししてください。

※誤った薬の投与は重大な事故につながりますので、伝達なしにカバンの中などに入っている薬も投与できかねます。

投 薬 依 頼 書

経田こども園 園長様

医師との相談の結果、やむを得ず園での保育時間中における、薬の服用が必要となりましたのでくすり1回分、記名して持たせますので下記のように投薬をお願いします。

【依頼日】

令和 年 月 日 保護者名（ ）

() 組	氏名 ()			
処方された日	令和 年 月 日			
病名 ()	今日の症状 ()			
薬の種類	服用時間	服用方法	保管方法	備考
内服薬 薬の種類 ()	・食前 ・食後 ・その他 ()	・水で飲む ・水で溶く ・その他 ()	・室温 ・冷蔵庫	
外用薬などの使用方法				
処方された医師名	(病院・医院)			
・薬は必ず記名して1回分ずつ持たせてください。 ・複数の場合はビニール袋等にまとめてください。 ・市販のお薬はお預かりできません。				

キリトリせん

受付職員名	与薬職員名	与薬日	与薬時間
		/	:
特記事項			

お母さん、気をつけて！



★〔あおむけで寝かせましょう〕

赤ちゃんの顔が見えるように、あおむけに寝かせましょう。うつぶせ寝は危険です。

★〔タバコをやめよう〕

妊娠中の喫煙は、お腹の赤ちゃんの体重が増えにくくなりますし、呼吸中枢にもよくない影響を及ぼします。

★〔慣らし保育は重要です〕

生後3カ月～1歳半における保育園での午睡中の突然死事故のうち、約4割が預け始めに起きているそうです。（平成29年厚労省 注意喚起事項より）預け始めの時期は子どものストレスがとて高いため、慣らし保育をして新しい環境に慣れていくことが重要です。

SIDS（シズ：乳幼児突然死症候群）とは？

それまで元気だった赤ちゃんが事故や窒息ではなく、眠っている間に突然死亡してしまう病気です。日本では、年間500～600人前後の赤ちゃんがこの病気で亡くなっています。

これは生まれてきた赤ちゃんの約2000人に1人の割合です。

そのほとんどが1歳半までの乳児期の赤ちゃんに起きています。

原因はまだよくわかっていませんが、育児環境の中にSIDSの発生率を高める因子のあることが明らかになってきました。

上記の点に気をつけると、未然に防げるといわれています。

22. 服装について

上下分かれているもので、着脱、活動しやすい服装をお願いします。

☆上の服 …… トレーナー・Tシャツなど（フードが付いていないもの、丈の長すぎないもの）

☆下の服 …… ズボン（思いっきり遊ぶことができるよう、活動しやすいズボンにしてください。）

☆下 着 …… 1歳児クラス以上は、上下分かれたもの

☆制 服 …… 制服（ブレザー）は、3歳児クラス以上（りす・あひる・はと組）が、登園、降園時に着用します。（6月～9月以外）

☆体操服 ……（4・5歳児クラス）運動会・遠足・オリエンテーリング・体育教室の時などに着用します。

☆コート・ジャンパー …… 0～2歳児クラスは、タグの部分にループを付けて下さい。（フックに掛けます。） 3～5歳児クラスは、ハンガーに掛けます。

☆外履き …… 形は自由ですが、大きさや履きやすさにご注意下さい。散歩に出かける時、外遊びする時などに履きますので、サンダルやひも付きなどは避けて下さい。

【服装・持ち物について】

- 身につけているもの・持ち物など、全ての物に名前を書いて下さい。
（下着類・洋服上下・制服・体操服・上履き・外履き・カバン等個人の持ち物すべて）
※名前の記入がない場合は園のほうで書かせていただくこともあります。
- カバンにはキーホルダーや缶バッジなどは付けないで下さい。
- おもちゃやお菓子などは絶対に持たせないで下さい。
- 髪を結わせる場合は普通のゴムにしてください。飾り付きのゴムやシュシュ等は昼寝時に布団の中で外れたり、自分で外してポケットに入れて遊んでいるうちに落とすなどして行方が分からなくなることがよくありますので、ご遠慮下さい。
- ヘアーピン等、先の尖ったものはご遠慮下さい。落とした場合小さい子は何でも口に入れてしまう危険性がありますので、ご理解下さい。

【お弁当について】

- 窒息・誤嚥につながると言われている食べ物 **丸い形状**、**固いもの** は小さく切って入れて下さい。（プチトマト・大粒のブドウ・うずらの卵・豆類・りんご・柿・ふかし芋等）
- ピック、爪楊枝等先の尖ったものは入れないで下さい。

23. 準備物について

いよいよ楽しい園生活が始まります。準備していただくものを下記のとおりお知らせします。持ち物には、すべて油性マジック等で大きく、はっきりと名前を書いて下さい。名前が書いてないもの、分かりにくいものは園の方で書かせていただきますのでご了承下さい。

【らっこ・こあら組】0歳・1歳児

- 通園用カバン(リュック型は否)……年長(はと組)まで使います。
- 食事用エプロン(シリコン製)……2歳児クラス前半頃まで使います。
- ストローマグ……(らっこ組のみ)お茶は園で入れます。
- ストロー付き水筒(お茶)……(こあら組のみ)
- オムツ5枚……後ろのテープ側に名前を書いて下さい。

(登園時はいてくるオムツにも名前を書いて下さい。)



(らっこ組)

(こあら組)

- おしりふき……ケースは要りません。
- 着替え用洋服、ズボン、下着……個人のロッカーに常時3組入れておきます。
※汚れた服を持ち帰った時は、持ち帰った服と同じ枚数分を次の日お持ち下さい。
- 昼寝用ふとん(敷き、掛布団)……約120×70cm(マット式は否)枕の位置にタオルを縫い付けて下さい。(敷き布団の後ろ中央にマジック等で名前を書いて下さい)
- 帽子(らっこ組のみ)……洗濯可能な布製の帽子
- 外履き(こあら組のみ)
- 弁当箱、スプーン等(巾着袋に入れる)……お楽しみ弁当の日のみ(月2回)



【ひよこ組】2歳児

- 通園用カバン(リュック型は否)……年長(はと組)まで使います。
- 食事用エプロン(シリコン製)
- コップ付き水筒(お茶)……前半はストローを使います。
- オムツ5枚……後ろのテープ側に名前を書いて下さい。

(登園時はいてくるオムツにも名前を書いて下さい。)



- おしりふき……ケースは要りません。
- 着替え用洋服、ズボン、下着……個人のロッカーに常時3組入れておきます。
※汚れた服を持ち帰った時は、持ち帰った服と同じ枚数分を次の日お持ち下さい。
- 昼寝用ふとん(敷き、掛布団)……約120×70cm(マット式は否)頭の位置にタオルを縫い付けて下さい。(敷き布団の裏の中央にマジック等で名前を書いて下さい。)
- 弁当箱・スプーン等または箸(巾着袋に入れる)……お楽しみ弁当の日のみ(月2回)

【りす組】 3 歳児

- 通園用カバン(リュック型は否)……年長(はと組)まで使います。
- 昼寝用ふとん(敷き、掛布団)・・・約120×70cm(マット式は否)頭の位置にタオルを縫い付けて下さい。(敷き布団の裏の中央にマジック等で名前を書いて下さい。)
- (おねしょシート) ……必要に応じて
- 歯ブラシ
- 歯ブラシを包むタオルハンカチ
- 水筒(お茶)・・・直のみとコップ付きの2WAY式
- 着替え(シャツ・パンツ・衣服の上・下)・・・それぞれ3枚ずつ常時園においておきます。
※汚れた服を持ち帰った時は、持ち帰った服と同じ枚数分を次の日お持ち下さい。
- 弁当箱・箸(巾着袋に入れる) ……お楽しみ弁当の日のみ(月2回)



【あひる組】 4 歳児

- 通園用カバン(リュック型は否)……年長(はと組)まで使います。
- 歯ブラシ
- 歯ブラシを包むタオルハンカチ
- 水筒(お茶)・・・直のみとコップ付きの2WAY式
- 着替え(シャツ・パンツ・衣服の上・下)・・・それぞれ3枚ずつ常時園においておきます。
※汚れた服を持ち帰った時は、持ち帰った服と同じ枚数分を次の日お持ち下さい。
- 弁当箱・箸(巾着袋に入れる) ……お楽しみ弁当の日のみ(月2回)

【はと組】 5 歳児

- 通園用カバン(リュック型は否)
- 歯ブラシ・うがい用コップ
- コップを入れる布袋……15×20cm程のひも付布袋(毎日持ち帰ります。)
- 水筒(お茶)・・・直のみとコップ付きの2WAY式
- 着替え(シャツ・パンツ・衣服の上・下)・・・それぞれ3枚ずつ常時園においておきます。
※汚れた服を持ち帰った時は、持ち帰った服と同じ枚数分を次の日お持ち下さい。
- 弁当箱・箸(巾着袋に入れる) ……お楽しみ弁当の日のみ(月2回)



＜ 別 表 ＞

● 実 費 徴 収

項 目	内 容	対 象 児 童	金 額
主食費	米飯給食	年少以上・満3歳1号	月額 1,000 円
副食費	主食費以外の給食費・間食代	年少以上・満3歳1号	月額 4,500 円
保護者会費	みなづき会費	全園児	月額 300 円
衛生消耗品費	ティッシュ・ビニール袋・ペーパータオル・ウェットティッシュ・ハンドソープ等	全園児	月額 300 円
卒園準備積立金	卒園アルバム・茶話会・記念品他	年長	月額約 1,500 円
月刊絵本代	こどものとも・かがくのとも	1歳児クラス以上	月額 440 円
スイミング受講料	スイミング教室（2回/月）	年中以上	月額 2,200 円
遠足バス代	親子遠足	参加者	約 3,000 円
新年度用品	カラーキャップ・連絡帳・出席ノート他	全園児	約 3,000 円
教材費	ワーク・お道具箱セット（はさみ・のり・くれよん・粘土等）	年少以上	約 5,000 円
教材費	はさみ・のり・クレヨン等（クラス共有）	2歳児以下	年額 2,000 円
鍵盤ハーモニカ	音楽教室	年中	約 6,500 円
制服	ブレザー	年少・年中・年長	8,500 円
体操服	半袖・半ズボン	年中・年長	4,400 円

● 2号・3号認定子どもに係る時間外保育「延長保育」に関する保護者負担額

(1) 保育標準時間認定・・・18：01 から延長保育料がかかります。

18：01～18：30	30分間まで	日額 100 円	月上限額 1,500 円
18：01～19：00	30分超1時間まで	日額 200 円	月上限額 2,500 円

(2) 保育短時間認定・・・16：01 から延長保育料がかかります。

16：01～16：30	30分間まで	日額 100 円	月上限額 1,500 円
16：01～18：00	30分超2時間まで	日額 200 円	月上限額 2,500 円
16：01～19：00	2時間超3時間まで	日額 300 円	月上限額 3,500 円

● 1号認定子どもに係る時間外保育「幼稚園型一時預かり」に関する保護者負担額

※保育認定がある場合は「幼稚園型一時預かり」の料金も無償になります（上限11,300円）

平 日	13：01～16：00	3時間まで	日額 300 円
	13：01～17：00	3時間超4時間まで	日額 400 円
	13：01～19：00	4時間超6時間まで	日額 500 円
長期休業期間 (春季・夏季・冬季)	9：00～13：00	4時間まで	無 料
	13：01～16：00	4時間超7時間まで	日額 300 円
	13：01～17：00	7時間超8時間まで	日額 400 円
	13：01～19：00	8時間超10時間まで	日額 500 円

重要事項説明書同意書

当園における教育及び保育の提供を開始するに当たり、「入園のしおり」に基づき重要事項の説明を行いました。

経田こども園 園長 高塚 立子

私は、経田こども園を利用するに当たり、「入園のしおり」に基づき重要事項の内容を理解し、同意しました。

令和 年 月 日

児童氏名

保護者住所

保護者氏名 印

児童との続柄

個人情報使用同意書

貴園への入園に当たり、私及び私の子ども並びにその家族に係る個人情報について、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

- 小学校への円滑な移行が図れるよう、卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- 他の認定こども園・保育園等へ転園する場合、その他きょうだいが別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

経田こども園 園長 高塚立子 宛

令和 年 月 日

児童氏名 _____

保護者住所 _____

保護者氏名 _____ 印

児童から見た続柄 _____